

## 規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し		
担当部局	総務省 消防庁 予防課	電話番号: 03-5253-7523	e-mail: yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 5年 3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】  畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫等について、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。)第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とならず、面積等に応じた消防用設備等の設置が必要となる。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】  現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等における特例基準の対象とされていない。  管轄消防本部の消防長又は消防署長の判断により、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除する場合もあるが、この特例の適用可否の判断は管轄消防本部の消防長・消防署長の判断となることから、当該施設を建設する際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。  また、管轄消防本部において、令第32条に基づく特例の適用可否について、個別に審査を行う必要があり、適用の判断に長時間を要するケースもあることから、そのための行政コストが発生している。</p> <p>【規制の内容】  上記の課題を解決するため、規則を改正し、利用実態を踏まえた特例基準を定める。  &lt;主な特例基準の内容&gt;  ○保管庫  屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等の設置を原則不要とする。  ただし、保管庫で3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水等を原則どおり設置を要するものとする。  ○貯水施設、排水処理施設及び発酵槽  屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等を原則不要とする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。	
	(行政費用)	今般の改正は、総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(座長: 関沢愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授)において実施した実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即して、明確に消防法令としての特例基準を設けるものであるためにモニタリングの必要性は生じない。 一方、畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。 ※ 周知用のリーフレット作成に係る費用(データ作成費)約200,000円	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	-	
	(副次的・波及的な影響)	今般の改正は、検討部会における実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即し、安全の確保を前提に、合理的で統一的な基準(緩和規定)を改めて法令として定めるものであり、事業者や消防本部等に新たに義務を課すものではなく、検討会において火災予防に支障がないかという観点からも検討を行った上で特例の適用対象を拡大しているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。 一方、統一的な特例基準を定めることによる副次的な影響として、令第32条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。	
費用と効果(便益)の関係	-		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 検討部会の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。 なお、規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)では、畜舎に関する規制の見直しとして、「総務省は、(中略)消防法(昭和23年法律第186号)に基づく規制を見直す場合には、事業者には混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。  【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより把握を行う。また、行政費用については、周知用リーフレット作成に係る費用を指標とする。		
備考			